

令和7年度安八町一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により安八町内における一般廃棄物処理計画を次のとおり定める。

一般廃棄物の排出口及び排出量

1. 一般廃棄物の排出口

し尿	225 人／年
浄化槽汚泥	1,670 人／年
ごみ	14,400 人／年

2. 一般廃棄物の排出量

ごみ 4,506 t／年

し尿・浄化槽

安八町	項 目	令和7年度 計画発生量		令和5年度 実績		
		基 数	発生量 (kl)	基 数	実績量 (kl)	清掃率 (%)
	し尿	180	171	221	237	－
	浄化槽	563	1,527	591	2,060	92.0

業者別 し尿・浄化槽

業 者	項 目	令和7年度 計画発生量		令和5年度 実績		
		基 数	発生量 (kl)	基 数	実績量 (kl)	清掃率 (%)
トバナ産業	し尿	100	70	92	68.4	－
	単独	112	330.00	99	320.30	88.0
	小型合併	20		20		
	大型	3		1		
中央清掃	し尿	80	101	129	168.72	－
	単独	308	1,196.98	342	1,739.32	93.0
	小型合併	112		112		
	大型	8		17		

し尿処理

1. し尿

(1) 収集・運搬

し尿の収集運搬は、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者である中央清掃株式会社（代表者：田中 剛、所在地：瑞穂市別府1259番地の1）が、県道大垣一宮線以北を、トバナ産業株式会社（代表者：大森 敏夫、所在地：大垣市外花6丁目46番地）が、県道 大垣一宮線以南を担当区域とし原則として毎月1回次により収集し、大垣衛生施設組合の大垣衛生センター（所在地：大垣市荒川町852番地）へ運搬するものとする。

(2) 処分

し尿の処分は、大垣衛生施設組合の大垣衛生センター 公称処理能力340t/日（所在地：大垣市荒川町852番地）において行うものとする。

2. 浄化槽汚泥等

(1) 収集・運搬

浄化槽の清掃及び清掃に伴って生じた汚泥等（沈砂、スクリーンかす等を除く。）の収集運搬は、浄化槽法（昭和58年 法律第43号）第35条に基づく浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者である中央清掃株式会社（瑞穂市別府1259番地1）が県道大垣一宮線以北を、トバナ産業株式会社（大垣市外花6丁目46番地）が県道大垣一宮線以南を担当区域としバキューム式汚泥収集車で行うものとする。

(2) 処分

浄化槽汚泥等の処分は、大垣衛生センターにおいて行うものとする。ただし、浄化槽汚泥等のうち沈砂、スクリーンかす等は、原則として浄化槽清掃業者または当該浄化槽の管理者が適正に処分するものとする。

(3) 浄化槽汚泥収集・運搬業者の協力義務

浄化槽汚泥等の処理場への搬入は、なるべく均等にし、し尿と区別するなど処理場の運転計画に従うこと。

生活系ゴミ

1. 可燃物

(1) 収集・運搬

可燃物の収集運搬は、町直営により、次の方法で行うものとする。ただし配車の都合で収集できない場合は、町の許可業者（株式会社カワイ工業代表者：川合 雅和、所在地：岐阜市則武西2丁目28番8号）により収集するものとする。

なお、町は収集業務を円滑に行うためにゴミ袋及び収集日・収集場所の指定をする。

◎ ゴミ袋：町指定袋

◎ 収集場所：地区の届出により指定

◎ 収集日

町内全区域

4月	1(火) 18(金)	4(金) 22(火)	8(火) 25(金)	11(金) 28(月)	15(火)
5月	2(金) 20(火)	5(月) 23(金)	9(金) 27(火)	13(火) 30(金)	16(金)
6月	3(火) 20(金)	6(金) 24(火)	10(火) 27(金)	13(金)	17(火)
7月	1(火) 18(金)	4(金) 22(火)	8(火) 25(金)	11(金) 29(火)	15(火)
8月	1(金) 19(火)	5(火) 22(金)	8(金) 26(火)	12(火) 29(金)	15(金)
9月	2(火) 19(金)	5(金) 22(月)	9(火) 26(金)	12(金) 30(火)	16(火)
10月	3(金) 21(火)	7(火) 24(金)	10(金) 28(火)	14(火) 31(金)	17(金)
11月	4(火) 21(金)	7(金) 25(火)	11(火) 28(金)	14(金)	18(火)
12月	2(火) 19(金)	5(金) 23(火)	9(火) 26(金)	12(金) 30(火)	16(火)
1月	6(火) 23(金)	9(金) 27(火)	13(火) 30(金)	16(金)	20(火)
2月	3(火) 20(金)	6(金) 24(火)	10(火) 27(金)	13(金)	17(火)
3月	3(火) 20(金)	6(金) 24(火)	10(火) 27(金)	13(金) 31(火)	17(火)

ただし、都合により変更する場合がある。

◎ 収集できる可燃物

厨介類、紙屑、木屑、繊維屑等（径7cm、50cm角以下）

◎ 住民の協力

- ・ 可燃物は、水切りをよくし、爆発物等危険物を除き、町指定のビニール袋に入れ、袋に氏名を記入して指定された収集場所に収集日の午前7時30分までに出すこと。

- ・ 燃えるゴミの中に、ビン、缶等不燃物を絶対に入れないようにすること。
- ・ 収集日以外は絶対に出さないこと。
- ・ 可燃・不燃複合物は、分別して各収集日に出すこと。
- ・ 新聞紙・雑誌・段ボール等は、地域や学校のリサイクル活動に協力すること。

(2) 処分

可燃物の処分は、西濃環境整備組合の西濃環境保全センター 公称処理能力270t/日（揖斐郡大野町大字下座倉2375番地1）において焼却処分を行うものとする。

2. 不燃物・粗大

(1) 収集・運搬

不燃物・粗大の収集運搬は、町直営により、次の方法で行うものとする。ただし、配車の都合で収集できない場合は町の許可業者（株式会社カワイ工業代表者：川合 雅和、所在地：岐阜市則武西2丁目28番8号）により収集するものとする。

なお、町は、粗大・雑類の収集業務を円滑に行うために、収集日・集積場所の指定をする。

◎ 収集場所：地区の届出により指定

◎ 収集日

- ・ 結区域

4/17	5/22	6/19	7/24	8/21
9/18	10/23	11/20	12/18	1/22
2/19	3/19			

- ・ 名森区域の県道大垣一宮線より北区域

4/23	5/28	6/25	7/30	8/27
9/24	10/29	11/26	12/24	1/28
2/25	3/25			

- ・ 名森区域の県道大垣一宮線より南の区域及び牧区域

4/24	5/29	6/26	7/31	8/28
9/25	10/30	11/27	12/25	1/29
2/26	3/26			

ただし、都合により変更する場合がある。

◎ 収集できる不燃物・粗大

- ・ 家庭電化製品類

掃除機、扇風機、電子レンジ、炊飯器、電気ポット等

- ・ ガラス類・陶磁器類・プラスチック類
板ガラス、耐熱ガラス、コップ、化粧ビン、鏡、ガラス製品、電球、茶碗類、植木鉢、土鍋等、玩具等
- ・ 家具類
戸棚、タンス、机、椅子、応接セット等

◎ 大きさの限度

分 類	形 状	寸 法		
金属類	筒 状	幅 6 0 cm	長 1 5 0 cm	厚 0.2 cm 以内
	板 状	幅 6 0 cm	長 1 5 0 cm	厚 0.2 cm 以内
木製品類	家具・建具	幅 9 0 cm	長 1 5 0 cm	厚 6 0 cm 以内
	板 状	幅 1 0 0 cm	長 1 5 0 cm	厚 3.5 cm 以内
	パイプ状	径 3 0 cm	長 1 5 0 cm	厚 3.5 cm 以内

◎ 住民の協力

- ・ 不燃物・粗大は、爆発物等危険物を除き、袋（自由袋）に入れ、氏名を記入し、指定の収集場所へ収集日の午前7時30分までに整理して出すこと。
- ・ 不燃物・粗大の中に残飯、野菜屑など可燃物を絶対に入れないようにすること。
- ・ 収集日以外は、絶対に出さないこと。
- ・ 灰、コンクリート類は、絶対に出さないこと。

(2) 処分

不燃物・粗大の処分は、西南濃粗大廃棄物処理組合の西南濃粗大廃棄物センター（公称処理能力70t/日（養老郡養老町有尾字下池663番地）において処分する。

3. 缶・金物類

(1) 収集・運搬

缶・金物類の収集運搬は、町直営により月1回次の方法により行うものとする。ただし、配車の都合で収集できない場合は町の許可業者（株式会社カワイ工業 代表者：川合 雅和、所在地：岐阜市則武西2丁目28番8号）により収集し再生工場へ運搬するものとする。

なお、町は、缶・金物類の収集業務を円滑に行うため、収集日・収集場所の指定をする。

◎ 収集場所：地区の届出により指定

◎ 収集日

- ・ 結区域

4 / 3	5 / 8	6 / 5	7 / 3	8 / 4
9 / 4	1 0 / 2	1 1 / 6	1 2 / 4	1 / 8
2 / 5	3 / 5			

- ・ 名森区域の県道大垣一宮線より北の区域

4／9	5／14	6／11	7／9	8／6
9／10	10／8	11／12	12／10	1／14
2／9	3／11			

- ・ 名森区域の県道大垣一宮線より南の区域及び牧区域

4／10	5／15	6／12	7／10	8／7
9／11	10／9	11／13	12／11	1／15
2／12	3／12			

ただし、都合により変更する場合がある。

◎ 収集できる缶・金物類

スチール缶（各種飲料缶、食料缶、スプレー缶）、缶箱、鉄片、針金、自転車（車輪が金属のもの）、ストーブ等

◎ 住民の協力

- ・ 指定の収集場所へ収集日の午前7時30分までに出すこと。
- ・ 空缶の中身は必ず取り除いて指定のカゴに投入すること。
- ・ 指定のカゴには、缶・金物類以外の物の混入をしないようにすること。
- ・ 収集日以外は、絶対に出さないこと。
- ・ スプレー缶、カセットボンベは、必ず穴をあけること。
- ・ アルミ製品は、地域や学校のリサイクル活動に協力すること。

(2) 処分

缶・金物類の処分は、今村金属株式会社（安八郡神戸町加納井之町321番地）において再生利用する。

4. ビン類・ペットボトル・プラスチック製容器包装類

(1) 収集・運搬

ビン類（3色別）・ペットボトル・プラスチック製容器包装類の収集は月1回次の方法により行うものとする。

ビン類は、町直営により収集するが、配車の都合で収集できない場合は、町の許可業者である株式会社カワイ工業（岐阜市則武西2丁目28番8号）により収集し再生業者へ運搬する。

なお、ペットボトル、プラスチック製容器包装類は、町の委託業者（中央清掃株式会社 代表者：田中 剛、所在地：瑞穂市別府1259番地1）により収集運搬及び、圧縮・保管をし再生利用に供する。

なお、町は、ビン類・ペットボトル・プラスチック製容器包装類の収集業務を円滑に行うため、収集日集積場所の指定をする。

◎ 収集場所一地区の届出により指定

◎ 収集日

全区域

4/14	5/19	6/16	7/14	8/18
9/29	10/20	11/17	12/22	1/19
2/16	3/23			

ただし、都合により変更する場合がある。

ペットボトル・プラスチック製容器包装類については、収集日とは別に拠点回収を行う。(ただし、都合により変更する場合がある。)

※ 回収場所：安八町役場または安八町ふれあいセンター

※ 回収日：毎月第1土曜日及び翌日曜日

※ 回収時間：午前9時から正午まで

◎ 住民の協力

- ・ 指定の収集場所へ収集日の午前7時30分までに出すこと。
- ・ 収集日以外は、絶対に出さないこと。
- ・ ビン類については、キャップや口金等を取り除いて、白ビン・茶ビン・その他のビンの3色に分別し、指定のカゴに投入すること。
- ・ 指定のカゴには、ビン類以外の混入をしないようにすること。
- ・ 耐熱ガラス、コップ、化粧ビン、板ガラス等は、粗大・雑類の収集日に出すこと。
- ・ ペットボトルについては、ラベル及びキャップを取り除いて、中身を空にしてきれいに水洗いをし、指定の回収容器に投入すること。
- ・ 回収容器には、ペットボトル以外の混入をしないようにすること。
- ・ プラスチック製容器包装類については、中身を出してきれいに水洗いをし、乾燥させてから指定の回収容器に投入すること。

(2) 処分

ビン類の処分は、丸硝株式会社(大垣市荒尾町674番地)において再生利用する。

ペットボトルの処分は、再利用に供するため、容器包装リサイクル法による指定法人が引取り再商品化を行うものとする。

プラスチック製容器包装類の処分は、再生利用に供するため、容器包装リサイクル法による指定法人が引取り再商品化を行うものとする。

5. 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物は、特定家庭用機器小売販売業者が引き取り、指定引き取り場所で引き渡すものとする。

ただし、小売販売業者の引き取り義務以外の家電4品目の引き取りを、町民及び町から求められた場合も、小売販売業者は引き取るものとする。

6. 乾電池・蛍光灯・ガスライター・珪藻土製品

(1) 回収

乾電池・蛍光灯・ガスライター・珪藻土製品の回収は、役場（本庁及びむすぶテラス）に設置してある回収ボックスにて随時実施し、家庭で使用済になった乾電池・蛍光灯・ガスライター・珪藻土製品は、個人で役場まで搬入すること。

(2) 運搬

乾電池・蛍光灯・ガスライター・珪藻土製品の運搬は、町により随時実施する。

(3) 処理、処分

ガスライター・珪藻土製品は、西南濃粗大廃棄物処理組合の西南濃粗大廃棄物センター（養老郡養老町有尾字下池663番地）において処理し、乾電池・蛍光灯は同組合より株式会社イー・ステージにて委託処分する。

7. 地区リサイクルの推進

古紙、古布、アルミ缶等再生利用可能な廃棄物は、地区において積極的にリサイクル活動を実践すること。

8. 廃棄物減量化の推進

ゴミの減量化運動を推進するとともに、再生品の使用等を推奨して廃棄物の再生利用を図り、廃棄物の総量抑制に努める。

9. 事業系ゴミ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者自らが責任を持って分別し、収集・運搬処分を行うか、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に委託して処理すること。

10. その他特殊な一般廃棄物

(1) 建設廃材等（産業廃棄物、スレート、カラーベストは不可）

瓦・レンガ・ブロックは、町の最終処分場（安八町一般廃棄物最終処分場埋立容量12,357m³、埋立残容量1,289m³）へ申請者が投入すること。

(2) 大量ゴミ等

引越し等に伴う大量の廃棄物や、ごみの処理が困難な方は、町の指示を受けること。

(3) 処理困難ゴミ

タイヤ・バッテリー・プロパンガスボンベ・農機具・オートバイ等は町の収集には出さないこと

(4) 家庭系パソコン

資源有効利用促進法に基づき、メーカー等による回収、リサイクルを行う。

(5) 不法投棄の一般廃棄物

土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、自ら処分するように努め、処分の方法については、町の指示を受けること。

(6) 動物の死骸（一般廃棄物）

土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、自ら処分するように努め、処分の方法については、町の指示を受けること。

(7) 剪定木

各家庭から出る庭木の枝については、申出により町の最終処分場にて破碎する。処分については、町の指示を受けること。

(8) 小型家電

小型家電リサイクル法により、無料回収ボックスを本庁に設置し(縦 15cm 未満、横 30cm 未満、奥行 30cm 未満のもの)回収を行う。

(9) 廃布団

廃布団については 1 枚 500 円で年 1 回町にて回収を行う。

11. 収集場所の管理

(1) 収集場所には、管理責任者を定めなければならない。

(2) 管理責任者はごみの分別を徹底し、常に収集場所を清潔に保つ事に努めなければならない。

(3) 収集場所にごみを出す者は、一般廃棄物処理計画および、ごみ収集計画の定めを守りごみを出さなければならない。

(4) 管理責任者は、一般廃棄物処理計画および、ごみ収集計画の定めを守らないごみを出した者に対し、収集場所へのごみ出しを拒否することができる。

12. その他

(1) 事情により、指定の収集場所にごみを出すことが不可能な者は、自らが責任を持って分別し、収集・運搬処分を行うか、法第 7 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（別表 1）に委託して処理すること。

別表1

一般廃棄物収集運搬業（事業系）許可業者

事業者	代表者氏名	所在地	収集区域	処理能力
中央清掃(株)	田中 剛	瑞穂市別府 1259-1 TEL058-327-1144	全域	塵芥車:5台(計11.95t) キャブオーバー:2台(計2.35t)
(株)名晃	下別府 政樹	安八町東結 1092-1 TEL0584-62-3411	全域	塵芥車:26台(計113.85t)
(株)野々村商店	野々村 剛司	岐阜市則松 2-157 TEL058-239-9921	全域	塵芥車:21台(計84.75t) コンテナ専用車:7台(計52.65t) キャブオーバー:4台(計11.25t) バン:1台(2.00t) 冷蔵冷凍車:2台(計5.65t)
トバナ産業(株)	大森 敏夫	大垣市外花 6-46 TEL058-398-3807	全域	塵芥車:2台(計6.45t) ダンプ:2台(計4.00t)
(株)高島衛生	高島 大助	岐阜市柳津町丸野 4-80 TEL058-387-4000	全域	塵芥車:3台(計8.80t) キャブオーバー:1台(2.00t)
(株)カワイ工業	川合 雅和	岐阜市則武西 2-28-8 TEL058-293-0720	全域	塵芥車:4台(計13.80t) ダンプ:2台(計5.7t) 大型コンテナ:1台(8.5t)

し尿・浄化槽汚泥清掃収集運搬業許可業者

事業者	代表者氏名	所在地	収集区域	処理能力
中央清掃(株)	田中 剛	瑞穂市別府 1259-1 TEL058-327-1144	県道大垣一宮線以北	バキューム式汚泥収集車:18台(計84.25t)
トバナ産業(株)	大森 敏夫	大垣市外花 6-46 TEL058-398-3807	県道大垣一宮線以南	バキューム式汚泥収集車:13台(計53.4t)

※処理能力については、一般廃棄物収集許可申請書より抜粋

別表3

し尿汲み取り日程

地 域	地 区	収 集 日 毎 月
県道大垣一宮線 以北	杣ノ戸・五和野・領家・東蚊塚 西蚊塚・芝原・中組・町屋 津村方・上村	上 旬
	入方・一色・表寺内・下屋敷 下河原・大森・山ノ神	中 旬
	南今ヶ淵・北今ヶ淵・板屋島	下 旬
県道大垣一宮線 以南	牧・中	上 旬
	中須・氷取・大明神・城・大野 外善光・善光・南條	下 旬